

# **木津川市地下水採取の適正化に関する条例**

## **申請の手引き**

木津川市市民環境部環境課

木津川市では、地下水資源を保全するとともに地下水の枯渇、地盤沈下などを防止することを目的として、「木津川市地下水採取の適正化に関する条例」を令和3年に制定しました。この条例において、地下水採取に関する規制・制限を行っています。

## 1 対象

- 「地下水採取者」 事業のため揚水施設により地下水をくみ上げる者
- 「設置者」 揚水施設を設置する者

※ただし、次に該当する場合は、対象となりません。

- ・吐出口の断面積（2吐出口が2つ以上ある場合は、断面積の合計）が、  
19 cm<sup>2</sup>未満（口径50mm未満）
- ・動力を用いない地下水のくみ上げ
- ・農業用井戸の設置（スクリーンの位置が120m以深のものを除く）

## 2 内容

- 地下水をくみ上げる施設「揚水施設」を設置する場合は、申請・許可が必要です。
- 揚水施設の設置、地下水の採取にあたっては、条例で定める取水基準を守らなければなりません。
- 取水量及び水位を測定できる機器の設置が必要です。
- 地下水採取者は、月ごとの取水量を報告する必要があります。

## 3 その他

- 既存の施設であっても条例の対象となる施設については、施設の届出及び月ごとの取水量を報告してください。
- 申請様式等については、市ホームページに掲載しています。  
( <http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6,0,22,117,html> )

## 4 問い合わせ先

- 木津川市役所 市民環境部環境課（市役所2階）  
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9  
TEL : 0774 - 75 - 1215 FAX : 0774 - 72 - 3900  
E-mail : machibika@city.kizugawa.lg.jp

## ○取水基準

区分	揚水施設の新設	揚水施設の変更
揚水機の吐出口の断面積	123cm <sup>2</sup> 以下 (口径125mm以下)	廃止井戸の揚水機の吐出口断面積以下
スクリーンの位置	120m以深の部分	廃止井戸のスクリーン上限より深い部分
井戸間隔	新旧の井戸の深度の和に相当する距離以上	適用除外（ただし、同一敷地内に限る。）
取水量	1日当たり1,800m <sup>3</sup> 以下	廃止井戸の取水量以下
ケーシング口径	口径300mm以下	廃止井戸のケーシング口径以下

## ○各種申請

申請内容	様式	提出期限	添付書類等
施設の設置申請	様式第1号 揚水施設設置申請書	工事着手 30日前	・さく井位置及び深さを示す図面 ・周辺隣接井戸位置図
施設の変更申請	様式第2号 揚水施設変更申請書	工事着手 30日前	・さく井位置及び深さを示す図面 ・周辺隣接井戸位置図
施設の設置・変更完了	様式第5号 揚水施設設置・変更完了届出書	完了日から 15日以内	・さく井位置図 ・地質柱状図 ・スクリーン位置 ・工事写真 ・ケーシング ・スクリーン ・水中ポンプ ・揚水管
設置者氏名等の変更	様式第6号 設置者氏名等変更届出書	速やかに	
施設の休止・廃止・再開	様式第7号 揚水施設休止等届出書	速やかに	・さく井位置図

申請内容	様式	提出期限	添付書類等
取水量等報告書	様式第8号 取水量等報告書	毎月10日	
既存施設の届出	様式第9号 既存施設設置届出書	条例施行から 30日以内	・さく井位置図 ・地質柱状図
既存施設に測定機器等 の設置が困難な場合	様式第10号 測定機器等の設置が困難 な理由書	条例施行から 1年以内	

※3部1組として、1部を本人控え、2部を提出してください。